

食安監発0514第1号
平成26年5月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、対日輸出条件に適合しない30か月齢超の牛に由来する牛肉が混載していたため、平成26年3月24日付け食安監発0329第4号により下記出荷施設からの輸入手続きを保留しているところです。

今般、本事案に関して、カナダ政府から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、下記出荷施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、下記出荷施設において処理される牛肉等のうち、平成26年5月13日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成26年5月14日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来どおり、平成25年2月1日付け食安監発0201第4号に基づいて取り扱うこととします。

記

出荷施設：JBS FOOD CANADA INC. (施設番号 38)